

会費規程

昭和48年 6月11日制定
昭和60年11月29日改正
昭和62年12月16日改正
平成 6年 5月27日改正
平成 7年 5月30日改正
平成18年 6月16日改正
平成23年 4月 1日改正
平成23年 5月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本証券アナリスト協会（以下、「本会」という）の定款に基づき、入会金及び会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

法人会員 50,000円

個人会員 10,000円

(入会金の納期)

第3条 入会金は、「本会」から入会承認の通知を受けた日から1カ月以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

法人会員 年額100,000円以上

個人会員 年額 18,000円

うち65歳以上 年額 12,000円

(満65歳に達した日の翌年度4月から適用する)

賛助会員 法人 年額100,000円以上

個人 年額 18,000円以上

うち満65歳以上 年額12,000円

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、4月末までに、会費年額の全額を納入しなければならない

い。ただし、年額200,000円以上の会費を納入する法人会員及び賛助会員にあっては、納期の変更又は分割納入を本会に申し出ることができる。

(中途入会の会費と納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が4月から9月までの場合は全額とし、10月から翌年3月までの場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、入会承認の通知を受けた日から1カ月以内とする。

(入会金及び会費の免除)

第7条 会長は、次のいずれかに該当する会員については、第2条及び第4条の規定にかかわらず、次のとおり入会金及び会費のいずれか一方又は双方を免除することができる。

- (1) 特に多額の会費を納入する法人会員又は賛助会員に所属する個人会員について、当該法人会員又は賛助会員から入会金又は会費の免除申請があった場合
- イ 「特に多額の会費」とは、年額500千円以上とする。
 - ロ 免除は入会金及び会費の双方とし、1法人会員・賛助会員あたりの免除個人会員数は会費500千円について1名(端数は切り上げる)を限度とする。
 - ハ 入会金及び会費を免除する個人会員は、原則として当該法人会員・賛助会員が指定する者とする。

(2) 免除すべき相当な事由があると認める会員

- イ 本会役員(就任予定者を含み、本会から報酬を支給されるものを除く)のうち、個人会員であるものについては入会金及び会費を免除し(ただし、入会金の免除は、役員就任予定者が事前に個人会員として入会するケースに限る)、免除の申請は不要とする。ただし、本会役員のうち個人会員である者の会費の免除期間は、当該役員の在任期間の属する年度分までとする。
- ロ 以下に該当する個人会員であって、とくに本会への貢献度が高かった者については、入会金及び会費免除をすることができる。
 - (イ) 会長・副会長・専務理事・常務理事・監事・顧問の経験者
 - (ロ) 理事4期(8年)以上の経験者
 - (ハ) 委員長経験者
- (二) 上記(イ)～(ハ)に準ずる者
- ハ その他大規模災害の発生など免除すべき相当な事由があると認められた会員

(納入金の不返還)

第8条 既に納入した入会金又は会費は、これを返還しないものとする。

(細則)

第9条 この規程の実施に必要な細則は、会長が別途定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、昭和48年7月1日より施行する。

附則(昭和60年11月29日改正)

1 この改正規定は、昭和60年12月1日から施行する。

附則(昭和62年12月16日改正)

1 この改正規定は、平成元年4月1日から施行する。

附則(平成6年5月27日改正)

1 この改正規定は、平成6年6月1日から施行する。

附則(平成7年5月30日改正)

1 この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附則(平成18年6月16日改正)

1 この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成23年4月1日改正)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成23年5月25日改正)

1 第4条及び第7条の改正規定は、いずれも平成23年度会費分から適用する。